

徳島県告示第五百四十一号

平成二十五年徳島県告示第四百二号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年八月二十六日から施行する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

のり等養殖業（青のり）の表渭東の項の次に次のように加える。

徳島市	徳島市漁業協同組合の地区
-----	--------------